

千葉県柏児童相談所一時保護所 第三者評価結果報告書

種別	一時保護所
①第三者評価機関名	
一般社団法人Riccolab.	
②施設名等	
名称:	千葉県柏児童相談所一時保護所
施設長氏名:	小熊 良
③評価日程	
利用者調査:	2024年11月19日
自己評価:	2024年10月中旬～11月上旬
訪問調査:	2024年12月16日
④総評	
【良い点】 ○「毎週の観察会議では、多角的な視点から検討して行動診断につなげている」 日々のこどもの生活を通して、行動観察を進めつつ、結果を職員が記録しながら状況把握しており、毎日の行動記録は引き継ぎに入れ、情報共有するとともに他職員の記録についても確認し、比較検討できるようにしている。毎週、担当児童福祉司や児童心理司が出席する観察会議を開催し、観察会議では、行動観察のまとめや行動の背景、こどもの意見等を踏まえ、多角的な視点から検討を行い、行動診断につなげる取り組みが定着している。	
【良い点】 ○「こども一人ひとりの状況を職員全体で共有しながら職員が一つのチームとなり、こどもに適した支援となるように努めている」 こども一人ひとりの養育・支援を職員全体で展開するために、こどもの状況について申し送りや引き継ぎ、連絡を細やかに行いながら一貫性のある関わりができるように取り組んでいる。職員の勤務経験や専門性等に相違がある中で、一人で抱え込むことが無いように相談しやすい職場風土が醸成されている他、トラウマインフォームドケア等、支援の基盤となる考え方について学び、認識を共有しながら、職員が一つのチームとなってそれぞれのこどもに適した支援を目指して取り組んでいる。	
【更なる改善点】 ●「一時保護所専属の看護師を配置する等により、こどもの健康維持や医療面での支援のさらなる充実を図っていくことが期待される」 一時保護所での生活がこどもにとって安全、安心なものとなるように取り組んでいる一方、日常的に薬を服用するこどもが多い状況が見られる他、感染症をはじめ、こどもの状態変化がみられた際に、こどもの健康維持への迅速な対応が職員に求められている。なお、一時保護所に看護師の配置がなく、適宜、児童相談所に配置されている看護師等と連携しながら支援にあたっている。今後は、一時保護所として看護師を配置し、こどもの服薬管理や通院、さらには日頃から直接こどもの様子を直接確認できる体制を整えるとともに、支援現場の職員の業務負担軽減にもつなげていくことが期待される。	
【更なる改善点】 ●「温かい食事を温かい雰囲気の中でとれるように、さらなる工夫を期待したい」 こどもの入退所が常に繰り返されるため、職員は入所前のアレルギーや偏食などの食習慣などに細心の点検と配慮に努めている。しかし、建物の物理的環境要因と、保護定員を大幅に超えた状況が常態化しているために、食堂のスペースが限られ、中学生以上は居室で摂取せざるを得ない状態がうかがえる他、食事が温かい状態で提供できないこともある。例えば、同年齢グループで楽しく食事をする方法を検討したり、食堂の装飾は季節の行事や風景に応じたものをこどもとともに作成すること、カーテンを四季に応じた柄やカラーとする等、温かい雰囲気の中で楽しい食事を提供するためのさらなる工夫に期待したい。	
実施状況 【判断基準】 ごとに、○、△、× のいずれかを選択 評価基準 s: 他一時保護所が、参考にできるような取り組みが行われている状態 a: よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 b: 「a」に向けた取り組みの余地がある状態 c: 「b」以上の取り組みとなることを期待する状態	

第三者評価結果（一時保護所）

共通評価基準（65項目）

I 子ども本位の養育・支援（14項目）

1 子どもの権利保障（NO. 1～11）

		第三者 評価結果
[No. 1] 子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか		a
1-1	子どもの権利について、子どもの年齢や理解に応じて、分かりやすく説明している	○
1-2	子どもの権利が侵害された時の相談先及びその方法を説明している	○
1-3	一時保護の決定に関する意見の申立ての方法等に関して子どもの年齢や理解に応じて説明を行っている	○
1-4	一時保護中の生活に関する意見の申立ての方法等に関して子どもの年齢や理解に応じて説明を行っている	○
【コメント】		
入所時に、こどもの権利の説明を児童福祉司から受けているか等について、直接確認している。また、毎週、職員がこどもと1対1で話をする時間を用意し、聞き取りシートで予め設定された項目に基づき、権利侵害が生じていないか等を定期的に確認している。		
		第三者 評価結果
[No. 2] 子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか		a
2-1	子どもの意見・要望・苦情等が適切に表明されるような配慮を行っている	○
2-2	一時保護中の子どもの意見を聞く場を設けている	○
2-3	聴取した子どもの意見や意向等について、具体的な内容が記録されている	○
2-4	子どもの意見を尊重して一時保護等の質の向上を図る取組が行われている	○
2-5	子どもが外部の第三者に相談できる体制が確保されている	○
2-6	入所中の子どもが利用しやすくなるよう配慮されている	○
2-7	子どもから聴取した意見や意向等について、必要に応じてフィードバックを行っている。	○
【コメント】		
こどもと個別に話をする機会に加えて、こども会議を月1回程の頻度で開催しながら集団生活上のルールについて話し合ったり、こどもの要望等を確認しながら、所としての最終決定をしている。また、2ヵ月に1回、生活アンケートを実施している他、意見表明等支援員の導入、意見箱の活用等、多様な方法によりこどもの意見等の把握に取り組み、適宜、フィードバックしている。		

		第三者 評価結果
[No. 3] 保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか		a
3-1	一時保護の理由や目的、一時保護所での生活等について、子どもの年齢や理解に応じて分かりやすく説明し、理解を得ているか	○
3-2	一時保護の決定にあたり、子どもの意見や意向を聞いている	○
【コメント】 一時保護の理由の説明は、主に児童福祉司により行われた後、一時保護所の職員と情報共有している。一時保護所でのインテークの際に、こども自身が入所理由を理解しているか確認し、不十分な場合には再度、児童福祉司から説明する場を用意している。また、生活アンケートのなかで入所理由について知っているかを確認する項目を設けて、再確認している。		
		第三者 評価結果
[No. 4] 保護期間中に、子どもに対して適切に説明し、合意を得ている		a
4-1	保護期間中に、適宜子どもに対して、現状や見通しについて説明をしている	○
【コメント】 一時保護所の職員がこどもに対して、保護解除等の今後の見通しを具体的に説明することはしない一方で、こどもが今後についての不安を示した際等に、児童福祉司へ連絡して面接の場を設けて状況等を伝えてもらう形で対応している。		
		第三者 評価結果
[No. 5] 保護解除について、子どもに対して適切に説明し、合意を得ている		a
5-1	一時保護の解除にあたっては、子どもの意向、意見や気持ちを十分に聞いている	○
5-2	子どもや保護者等の意見等を踏まえ、一時保護解除時期、解除後の生活等について十分に検討している	○
5-3	一時保護解除について、伝える時期に十分に配慮している	○
5-4	一時保護解除の理由、解除後の生活等を十分に伝え、子どもが納得できるよう対応している	○
5-5	里親委託や施設入所等に移行する子どもには、新たな養育場所に関する情報提供、心のケア等を行っている	○
【コメント】 保護解除に向けて、担当の児童福祉司や児童心理司も含めて打ち合わせを行い、こどもへ伝える時期や方法を決めて対応している。こどもの日記の内容も含め、気持ちの揺らぎ等を丁寧に把握しながら、不安解消に向けた関わりに努めている。		
		第三者 評価結果
[No. 6] 保護解除に向けて、子どもに対して必要な支援を行っている		a
6-1	子どもが年齢に応じてSOSが出せるよう、エンパワメントを行っている	○
6-2	一時保護解除後も、相談や支援をしていくことを分かりやすく伝えている	○
【コメント】 保護解除の決定から時間的な余裕がある場合には、保護所での生活で成長したこと等を伝えている他、解除後についても担当の児童福祉司や児童心理司が継続指導すること等、援助方針に基づく形で説明を行い、理解が深まるように取り組んでいる。		

		第三者 評価結果
[No. 7] 外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限は適切に行われている		b
7-1	外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限は、子どもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で必要最小限となっている	△
7-2	外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限を行う場合には、子どもの安全確保のため必要である旨を子どもや保護者に説明している	○
7-3	外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限を行う場合には、理由や経過等に関する記録を留めている	○
7-4	外出、通学、通信、面会、行動等の制限が不要な子どもについて、不要な制限がされないよう一時保護委託等を含めた十分な検討が行われている	○
【コメント】 外出や通学、通信等の行動制限を必要最小限にする方針で検討を進めている一方で、例えば、通学の保障については一時保護所の職員だけでなく、こどもの安全を確保するために学校との連携が不可欠であり、実現が難しい状況がみられている。		
		第三者 評価結果
[No. 8] 被措置児童等の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われている		a
8-1	被措置児童等虐待があった場合に、すぐに職員に相談できること、児童相談所等に連絡ができることについて、あらかじめ子どもに説明している	○
8-2	万一、子どもの権利が侵害される事態が生じたときの対応は適切に行われている	○
8-3	被措置児童等虐待の防止に努める取組等を行っている	○
【コメント】 一時保護所の職員としての心構えや基本的な対応、被措置児童虐待等虐待防止に関することを新規・転入職員も含めて説明し、注意喚起を図っている。また、こどもの権利擁護についての研修の実施等で学びを深めている。さらに、こどもへ手渡ししおりの中に、今年度、被措置児童等虐待についての説明を加えて、こどもについても理解が深まるように取り組んでいる。		
		第三者 評価結果
[No. 9] 子ども同士での暴力等の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われている		a
9-1	子ども同士での権利侵害がある場合は、すぐに職員に相談することをあらかじめ伝えている	○
9-2	子ども同士での権利侵害がある場合に、すぐに対応できる体制を確保している	○
9-3	子ども同士での権利侵害など、子どもの健全な発達を阻害する事態の発生防止のための取組を行っている	○
【コメント】 こども同士の関係性について、職員が日頃の生活の様子を観察しながら把握し、適宜、介入しつつ良好な関係構築に努めている。また、毎週の1対1の話し合いで権利侵害が疑われる場合には即対応し、解決を図っている。		
		第三者 評価結果
[No. 10] 思想や信教の自由の保障が適切に行われている		a
10-1	入所している子どもの国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしていない	○
10-2	文化、慣習、宗教等による食習慣や日課の違いなどを尊重した対応をしている	○
【コメント】		

入所の際に食事や礼拝、服装等について、保護者やこどもの意向を把握して、思想や信教の自由の保障に取り組んでいる。これまでも、ハラル食の提供や毎日の礼拝、ヒジャブの着用等、個別に対応してきている。

		第三者 評価結果
[No. 11] 性的指向及びジェンダーアイデンティティに配慮した対応をしている		b
11-1	性的指向及びジェンダーアイデンティティに配慮した対応をしている	△
【コメント】		
今年度、LGBTQに関する研修に参加する等、職員が学びを深める機会を得ている。なお、こどもの性的指向やジェンダーアイデンティティについて、できる限り配慮する姿勢を維持している一方、個室や多目的トイレがないこと等により、個別性の高い生活環境の提供は難しい状況となっている。		

2 養育・支援の基本 (NO. 12~14)

		第三者 評価結果
[No. 12] 子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っている		a
12-1	一時保護の受入れ可否を子どもの安全の視点で判断している	○
12-2	子どもへの接し方、対応は適切である	○
12-3	子どもが安全感や安心感、信頼感を持てる保護や支援を行っている	○
12-4	全ての子どもが被害を受けている、コミュニケーションに問題がある可能性を考慮したケアが行っている	○
12-5	プライバシーに配慮すべき場面では、適切な対応を行っている	△
【コメント】		
こどもへの接し方が適切なものとなるように、トラウマインフォームドケアを支援の基盤として職員全体で学ぶ等で、共通認識を高める取り組みを進めている。なお、プライバシーへの配慮については、男女、幼児別にそれぞれの居室が多床室であるため、日々の着替えを脱衣所で行ったり、廊下から浴室への視線を遮る工夫もしているが、十分に安心できる環境とは言えない状況となっている。		
		第三者 評価結果
[No. 13] 子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っている		a
13-1	「あなたは大切な存在である」ことを言葉・行動でメッセージとして伝えている	○
13-2	表現の機会を多くつくり、それを受け止められる体験を通して、自己表現を促している	○
【コメント】		
各職員のこどもの日頃の声かけ方法について、プラスのメッセージが多くなるように努めたり、こどもが成長したことを褒める等により、自己肯定感が高まるように取り組んでいる。また、毎日、日記をつける時間を設けたり、1対1で職員と話をする場面を通して、こどもの感情の表出を受け止め、寄り添う対応を続けている。		
		第三者 評価結果
[No. 14] 子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われている		a
14-1	子どもからの聞き取りにあたっては、子どもの人権等への配慮を十分に行っている	○
14-2	子どもから聞いた話を、職員間及び担当児童福祉司と共有することを説明している	○
【コメント】		
こどもの聞き取りが適切に行われるように、インタビュー面接の研修を新規採用職員が基本的に全員受講する形で育成している。また、こどもとの会話の中で、誰にも伝えないで欲しいと言われた場合でも、内容の重大さを勘案し、担当の児童福祉司等に伝えたほうがよいこと等を丁寧に説明し、最終的にこどもの十分な納得を得たうえで、共有する姿勢で取り組んでいる。		

Ⅱ 一時保護の環境及び体制整備（15項目）

1 適切な施設・環境整備（NO. 15~17）

		第三者 評価結果
[No. 15] 一時保護所としての設備運営基準は遵守されている		b
15-1	一時保護施設の設備及び運営基準における設備の基準等を満たすように配慮している	△
15-2	プライバシーに配慮した居室空間が提供されている	△
【コメント】 一時保護所のこどもの定員に対しては、学齢児の居室の定員4人以下、幼児のみの居室の定員6人以下等、一時保護所施設運営基準を満たしているが、一時保護所のこどもの人数が定員を上回る状態が続く中、改善が急務である。また、居室内でプライバシーを配慮した空間を常時用意することも難しくなっている。今後、児童相談所の新設等により、これらの改善が期待される。		
		第三者 評価結果
[No. 16] 一時保護所は、個別性が尊重される環境となっている		b
16-1	個別性が尊重される日課・ルール・環境となっている	△
16-2	必要な子どもに対し、個室を提供できる環境がある	△
【コメント】 集団日課を基本としている一方で、学齢児童について私服を基本的に使用できるようにしたり、頭髮についても、本人の意向を尊重しながら対応している。個室はないが、部屋を一人で使用できるように工面したり、パーティション等で仕切った空間を用意する等、限られた範囲で環境設定を工夫している。		
		第三者 評価結果
[No. 17] 一時保護所内の生活環境が適切に整備されている		b
17-1	安心して生活できる環境が確保されている	○
17-2	日常的に清掃等がされ、衛生的な環境が維持されている	○
17-3	家庭的な環境となるような工夫がされている	△
17-4	生活環境として必要な設備や什器備品等が整備されている	△
17-5	必要な修繕等が行われている	○
【コメント】 毎日の清掃や布団やシーツを毎週洗濯する等で、衛生的な環境の維持に努めている。また、施設・設備の老朽化が進む中で、修繕箇所について優先順位をつけて予算化して進めている。なお、居室や食堂以外に、女子についてはこども同士が集う場所がある一方、男子については用意がないため、一部屋を多目的に使用する形にする等、苦慮して集う場所の確保に取り組んでいる。		

2 管理者の責務 (NO.18)

		第三者 評価結果
[No. 18] 管理者としての役割が明確になっており、その責務が全うされている		a
18-1	管理者が一時保護所の管理・運営をリードするための環境が整っている	○
18-2	管理者のリーダーシップのもとでの管理運営が行われている	○
18-3	スーパーバイズができています	○
【コメント】		
一時保護課長が受理会議に出席して協議に参加したり、一時保護課の職員と日頃からコミュニケーションを図るとともに、定期的な面接の実施や職員からの報告・連絡・相談の徹底、こどもとの関わり方への助言等を行っている。今回の職員自己評価結果からも、一時保護課長に対する各職員の信頼が高いことがうかがえる。		

3 適切な職員体制 (NO.19~25)

		第三者 評価結果
[No. 19] 一時保護所として、必要な適切な職員体制が確保されている		b
19-1	受入をする子どもの人数、年齢、状況に応じた、必要な職員が配置されている	△
【コメント】		
一時保護所施設運営基準に定められている職員が配置されている一方、定員超過が続いているため、対応が難しい状態がみられている。また、こどもの健康維持への迅速な対応が職員に求められる中、一時保護所に看護師の配置がなく、適宜、児童相談所内に配置されている看護師等と連携し支援にあたっているため、一時保護所として看護師を配置していくことが期待される。		
		第三者 評価結果
[No. 20] 各職種の役割や求められる専門性・能力を考慮した人員配置が行われている		b
20-1	各職種の役割や権限、責任が明確になっている	○
20-2	専門性を要する役割には、必要な能力等を有する職員が配置されている	△
20-3	相談援助活動の一貫性を保つよう努めている	○
【コメント】		
それぞれの職種の役割や権限、責任の範囲が明確にされた中で運営されている他、こどもの担当者を決めて担当の児童福祉司や児童心理司とのグループチャットを活用して一貫性のある相談援助に取り組んでいる。なお、こどもの養育・支援で専門性を要する領域のうち、保育士や児童指導員の役割や専門性が担保されている一方、一時保護所専任の児童心理司（会計年度職員）は欠員、専任看護師の配置がないため、今後、充実させていくことが期待される。		

		第三者 評価結果
[No. 21] 情報管理が適切に行われている		a
21-1	個人情報適切に取り扱われている	○
21-2	情報の重要性や機密性を踏まえた管理を行っている	○
21-3	書類や記録等が適切に管理・更新されている	○
21-4	子どもに関する情報について、外部機関と共有する必要がある場合には、可能な限り子どもや保護者の同意を得ている	○
21-5	情報管理に関する職員の理解・周知の取組みを行っている	○
【コメント】		
一時保護所に蓄積されている情報はすべて事務所で一括管理しており、職員が不在になる際には施錠する等で外部に情報が持ち出されることが無いように管理している。個人情報の取り扱いを含め、千葉県のコンプライアンス基本指針に基づく形で取り扱っている。		

		第三者 評価結果
[No. 22] 職員の専門性の向上及び意識共有のための取組が適切に行われている		a
22-1	一時保護に従事するものとして、守るべき法・規範・倫理等を全職員が理解するための取組が行われている	○
22-2	職員の専門性の向上を図るための計画的な取組が行われている	○
22-3	職員一人ひとりの育成に向けた取組が実施されている	○
22-4	職員間での指導・育成を行う仕組みがある	○
【コメント】		
職員の研修計画等は、基本的に児童家庭課が企画・実施している。課内研修として、前半はこどもの健康管理に関する実践的な内容を、後半はODやトラウマに関する研修を行い、職員全体の共通理解を深めている。また、メンター制度やブラザーシスター制度を導入しながら、着実な業務習得や専門性向上を目指して取り組んでいる。		

		第三者 評価結果
[No. 23] 職員間での情報共有・引継等が適切に行われている		a
23-1	職員間での情報共有や引継等の仕組みがある	○
23-2	職員間で共有・引継する情報の内容は適切である	○
【コメント】		
職員は交代制勤務のため朝、昼、夕の申し送りでは、引継内容、重要伝達事項に漏れないように書式を整えている。8:30、12:30の引継ぎで話された児童の健康状態や生活の様子は、遅番職員が一日の出来事として引継ぎ用ファイルに記録して情報管理システムにアップし、児童単位のファイルにも印刷して保管している。職員会議を月に1回開催して援助方針の確認と情報の共有に努めている他、会議前に安心安全な援助方法と職員の援助力アップの目的で、ミニ研修を実施している。		

		第三者 評価結果
[No. 24] 児童福祉司や児童心理司との連携が適切に行われている		a
24-1	一時保護所は、児童福祉司と密接な連携が保てる範囲に設置されている	○
24-2	入退所時や入所中の調査、診断、支援等について、児童福祉司・児童心理司やその他の各部門と十分な連携を図っている	○
【コメント】		
一時保護所と児童福祉司、児童心理司の事務所は同一敷地内にあり、相互の連絡、情報交換がしやすく密接な連携が取りやすい環境にある。相談システムの経過記録や行動観察記録への記載などにより細やかな連携が出来ている。特に、今年度採用したグループチャットの活用で、両者のコミュニケーション、連携力が向上した。定期的を実施する観察会議やケースカンファレンスにも必要な時は相互に出席している。さらに、長期一時保護児童の外出、児童通院に児童福祉司や心理司も応援に入るなど連携に努めている。		

		第三者 評価結果
[No. 25] 職場環境としての法令遵守や環境改善に取り組んでいる		b
25-1	適正な就業状況が確保されている	△
25-2	職員が働きやすい職場環境づくりの取り組みがなされている	△
【コメント】		
施設の老朽化、職員定数の増加に伴い事務室が狭く、執務効率に懸念があるものの、職種を越えたコミュニケーションとチームワークで克服している。さらに保護児童数の超過から、安心安全な生活の確保と個別対応で業務量が多い状態が続いている。職員のワークライフバランスのために、夏休み休暇や年休の取得が計画的にとれるように配慮している。また、「質の高い支援は職員の健康と安全からもたらされる」との考えで、ストレスチェックを受け、トラウマ・インフォームド・アプローチの手法による援助を行っている。なお、職場環境の不十分さをチームワークでカバーしているが、さらなる働きやすい職場づくりが求められる。		

4 関係機関との連携（NO. 26～29）

		第三者 評価結果
[No. 26] 医療機関との連携が適切に行われている		a
26-1	必要な場面で、医療機関からの協力が得られている	○
26-2	子どもの状況に応じ、児童福祉司や生活支援担当者、児童心理司、医師などのチームケアを行える体制がある	○
【コメント】		
専従の看護師や保健師はいないが、相談部門の専門職と児童精神科嘱託医とは密接な連携が図られ、こどもの健康管理体制が整っている。健康管理ノートにこどもの健康状態は毎日記録され、健康不安を抱えたこどもには相談部門の看護師が毎朝、夕に保護施設に様子を見に来てくれる。突発的な事象があっても電話連絡で駆けつけてくれる。		
		第三者 評価結果
[No. 27] 警察署との連携が適切に行われている		a
27-1	警察署との連携が日頃から行われている	○
27-2	警察の面接等にあたっては、子どもの成長・発達状況や心身の負担に十分に配慮するよう警察と十分に調整を行っている	○
27-3	子どもに対し、警察が面接等を行う場合には、可能な限り協力している	○
【コメント】		
緊急時の110番通報、警察署からの身柄付児童通告等には、こどもの人権保護と福祉的配慮を第一に考えて警察署と連携をとっている。職員執務室に管内警察署の緊急連絡先一覧を掲示しており、緊急時には対応マニュアルに沿って24時間速やかな連携が取れるように整えている。所には現職の出向警察官が配属されている。顔の見える関係の中で警察署との様々な調整に携わり、こどもにストレスや不安感をできるだけ与えないように配慮している。警察官による触法事件などに関する聞き取りの席には、児童福祉司が付き添いつつ、可能な限りの協力を行っている。		

		第三者 評価結果
[No. 28]施設や里親等との連携が図られている		a
28-1	移行前に、子どもが安心感を持てるように配慮している	○
【コメント】 里親委託、施設入所にあたっては、子どもが環境変化に対する不安や家族との生活を失うことの悲しみなどを抱きやすいため、子どもと職員の一対一の話し合い時間を大切にしている。里親とのマッチングでは、児童相談所内面接から始めて、外出面会、里親家庭へ数回の外泊を体験させている。職員が里親宅に赴いて委託することも対応の仕方、幼い子どもであれば親としての手技を助言することもある。施設入所の場合には、保護中の成長、長所、習慣などを伝えて新しい生活になじめるようにしている。		

		第三者 評価結果
[No. 29]子どもの養育・支援を適切に行うために、必要な関係機関との連携が適宜行われている		a
29-1	必要な関係機関との連携を行う仕組みがある	○
29-2	関係機関とのネットワークを有効に活用できている	○
【コメント】 こどもが一時保護解除後も継続した支援を受けられるように、一時保護所担当職員は児童福祉司に必要な情報を伝えて、要保護児童対策地域協議会や関係機関のネットワークづくりに協力している。一時保護中の生活記録、入所時のフェイスシートや保護期間で成長した様子等のきめ細やかな観察と援助結果のデータを元に、退所後に必要な援助方針を児童福祉司や心理司と共に作成している。また、こどもが家族や里親、施設の暮らしを送るにあたって必要な関係機関に協力を依頼して、継続した支援を行っている。		

Ⅲ 一時保健所の運営（26項目）

1 一時保護の目的（NO. 30）

		第三者 評価結果
[No. 30]一時保護の目的に即した理念・基本方針となっている		a
30-1	理念・基本方針が職員に周知されている	○
30-2	一時保護の目的（安全確保・アセスメント）に即した理念・基本方針となっている	○
30-3	入所している子どもの権利に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重した運営となっている	○
30-4	入所している子どもの権利擁護、子どもの意見又は意向を尊重した支援を実施している	○
【コメント】 「ありがとう、なかよく、みんな笑顔で」を一時保護所の基本理念として、この理念を食堂、学習室、保護所掲示板に掲示して日常生活の中でこども、職員共に意識しつつ周知を図るようにしている。また、人事評価シートで適切なこどもへの関わり方、支援についての目標を設定している。こどもの意向を尊重するため、意見箱の設置、「アドボケートのお知らせ」生活アンケートを実施している。		

2 一時保護所の運営計画等の策定 (NO. 31)

		第三者 評価結果
[No. 31] 一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っている		a
31-1	事業計画が策定されている	○
31-2	事業計画に基づく取組みが実施されている	○
31-3	事業計画の策定と評価、見直しの仕組みがある	○
31-4	策定にあたって、児童の意向や職員の意見、地域の福祉ニーズ等を反映できる仕組みがある	○
【コメント】		
毎年度の事業計画が定められ、事業運営がなされている。計画では、月例活動目標や活動遂行の係業務担当を定め、年間行事・野外活動計画等が決められている。日課や行事のふり返りを年度末に行い、翌年度の行事企画や日課の改善を図っている。特に行事に関しては実施した思い出を絵作文に書いてもらったり、こどもアンケートで好評だったものは翌年計画に反映している。コロナ自粛後の活動で特筆すべきは、学齢児童全員参加による野外バーベキューを行い多くの職員も参加して実施し、こどもたちに喜ばれている。		

3 一時保護の在り方 (NO. 32)

		第三者 評価結果
[No. 32] 緊急保護は、適切に行われている		a
32-1	緊急保護が適切に行える環境、体制が取れている	○
32-2	緊急保護を行うにあたり、子どもへの説明が行われている	○
【コメント】		
緊急保護にあたっては、児童福祉司がこどもの権利擁護について、保護の理由、保護所での生活をこどもの理解力に応じた説明を行っている。面接場面で情緒的な不安を訴えたり、自閉傾向があったり、LGBTQ等の事情により集団生活に不安を抱えたこどもには、集団生活に入るタイミングをこどもの同意の上で行っている。さらにこどもの不安を取り除くための配慮として、一日生活に付き添っていただける勤務者が対応するように心がけ、関係づくりを行っている。		

4 一時保護所における保護の内容 (NO. 33~42)

		第三者 評価結果
[No. 33] 一時保護所における生活面のケアは、適切に行われている		a
33-1	個々の子どもの状態にあわせて、生活全体の場面に生活面のケアを行っている	○
33-2	日課構成は適切に組まれている	○
33-3	一時保護所での生活を通して、徐々に生活習慣が身につくよう支援している	○
【コメント】		
規則正しい日課を送り生活習慣を身につけるため、幼児班、学齢班共に生活日課が組まれて毎日の支援が行われている。職員は日課に沿いこどもとともに生活を送ることで、徐々に生活習慣が身につくように促している。洗髪など入浴時の介助が必要なこどもには、毎日職員が介助に入り、自立に向けて支援している。幼児は体調の急変に留意しなければならないため、こまめに観察し、変化があれば所の看護師とともに健康管理に努めている。		

		第三者 評価結果
[No. 34] レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されている		a
34-1	レクリエーションプログラム、自由に遊びのできる空間、読書や音楽鑑賞等を楽しむことのできる環境が提供されている	○
34-2	子どもの年齢を考慮の上、スポーツ活動及び室内遊戯等を計画し、子どもの希望に応じて参加させるよう配慮している	○
34-3	必要に応じ、事故防止に留意しつつ、野外活動等を実施することにより、子どもの心身の安定化等に取り組んでいる	○
34-4	遊具や備品について、定期的に点検している	○

【コメント】

生活に潤いをもたらす情緒の安定を図るために、レクリエーションの時間、自由時間を設けている。こどもの希望を聞いてサッカー、ドッジボール、バトミントン等を所庭で実施している。野外活動では健康管理と事故対策に留意して、公園に行って活動する機会を設けている。体育教師経験職員が体力づくりプログラムを組んで教えている。また限られた居室を工夫して娯楽スペースを作った。

		第三者 評価結果
[No. 35] 子どもの入浴又は清拭が適切に行われている		a
35-1	子どもが清潔を維持することができるよう、適切に入浴又は清拭が行われている	○

【コメント】

衛生管理の観点から毎日の入浴を日課にしている。体調により入浴できない時は洗拭とすることもある。男女別の風呂場が設置されているが、入所定員を大幅に超過したこどもたちが順番に入浴するためには、午後から就寝時間までかかることもある。低学年のこどもには洗髪介助をおこなって、清潔さと入浴習慣を身につけさせている。また、外見的理由や内面的心情（LGBT配慮など）から基本的に全児童一人入浴とし、順番を工夫している。さらには入浴施設の衛生を保つために、職員の他に清掃業者に委託して清掃作業を行っている。

		第三者 評価結果
[No. 36] 食事が適切に提供されている		a
36-1	1日3食の食事が提供されている	○
36-2	食事の安全・衛生が確保されている	○
36-3	献立は、できる限り、変化に富み、入所している児童の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとなっている	○
36-4	食事アレルギーや個々の子どもの身体的状況及び嗜好状態等に配慮した食事が提供されている	○
36-5	おいしく食事をするための配慮がなされている	△
36-6	子どもが食事を楽しめるための工夫がなされている	○

【コメント】

伝統行事に合わせた行事食を職員が厨房と打ち合わせて提供したり、毎日のおやつでは、月に1回のクレープやプリンアラモード等のおやつ作りを取り入れている。食事アンケートによれば、お好み献立の炒飯が人気を博している。食堂の入口には大盛、特盛希望表が貼ってあり、食事を楽しめるように工夫している。厨房、援助職員は一丸となって豊かな食の提供に努めているが、大幅な定員超過の中で更なる充実に取り組んでいる。なお、適温での提供には課題がみられている。

		第三者 評価結果
[No. 37] 子どもの衣服は適切に提供されている		a
37-1	衣服の清潔は保たれている	○
37-2	衣習慣が身に付くように支援している	○
37-3	発達段階や好みにあわせて子ども自身が選択できるようにしている	○
37-4	必要な場合に、適切な衣服を貸与できる	○
37-5	下着を提供する場合は、未使用の下着を提供している	○
【コメント】 衣類は毎日洗濯しており、汚れた際には適宜交換している。2週間に1回定期的な衣類整理を行い、季節に合わせた衣類交換を行って、衣習慣が身につくように支援している。学齢児については私物衣料の持込みができるため、こどもの希望と保護者の理解があれば自分の服を着て生活を送っている。		
		第三者 評価結果
[No. 38] 子どもの睡眠は適切に行われている		a
38-1	就寝・起床時刻は適切である	○
38-2	睡眠環境は適切である	△
【コメント】 幼児と小学生は20時消灯、中学生以上は21時消灯とし、土曜日は1時間の延長を日課表に定めている。個室を提供できないので、寝つけない子、夜間覚醒のある子には豆電球や布団を敷く位置を工夫して休息が取れるようにしている。幼児班でも布団を敷く位置を図で示し、添い寝が必要なこどもの配慮を怠らない。制約のある生活環境のため、職員は見守り可能な範囲で工夫しながらこどもが安眠できるように努めている。		
		第三者 評価結果
[No. 39] 子どもの健康管理が適切に行われている		a
39-1	子どもの健康状態が把握されている	○
39-2	子どもの健康状態により、必要に応じて診察や処置を行っている	○
【コメント】 すべてのこどもに小児科健診、歯科検診を実施している。幼児は1日2回、学齢児は朝1回の検温を行い、毎月1回の身長・体重の計測をしている。特に、幼児班は健康管理を重視し、健康チェックをしている。また、年少、年中、年長児に応じた食事量の目安を図示して、職員は一人一人のこどもの成長と照らし合わせて見守っている。健康管理の基本的対応方法を保健師、看護師と連携して健康な生活を保障するようにしている。		

		第三者 評価結果
[No. 40] 子どもの教育・学習支援が適切に行われている		a
40-1	子どもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援を行っている	○
40-2	在籍校との連携が図られている	○
40-3	通学可能な子どもへの対応について、通学機会の確保に努めている	△

【コメント】

入所後すぐに学力テストを行い、習熟度に応じた教材を用意して学習を進めている。小学生以上の児童にはタブレット学習を導入し、学校の教科書持ち込みを奨励して、自分で学習の単元を選んで学習に取り組めるようにしている。また、近隣の公立学校で使用している学習アプリを導入し、教育環境の急激な変化を少なくしている。学習指導は生活指導員と教員OBの学習協力員がT・Tとして携わっている。特別な支援が必要な子どもには学習支援員が重点的に関わるなどして、全体的に落ち着いた学習環境が整っている。なお、通学の機会確保が難しい状況がうかがえる。

		第三者 評価結果
[No. 41] 未就学児に対しては適切な保育を行っている		a
41-1	発達の個人差、生活環境の差異、経験の差異を考慮した保育が行われている	○

【コメント】

未就学児の健康管理を第一として、日中は多様な保育を行っている。天気の良い日は、シャボン玉や遊具遊び、かけっこ、虫取りなど、園庭を中心に様々な遊びを行っている。室内では折り紙、ブロック、塗り絵など、こどもの興味に応じて遊びを提供している。外出計画は少人数でのお買い物体験、公園遊びを組んで、幼児との個別時間をとっている。また、余暇時間や、職員が食事の準備をしている時に、DVDの映像により四季折々の行事の様子などを視聴して、伝統文化の理解や生活体験に役立てている。

		第三者 評価結果
[No. 42] 家族等との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われている		a
42-1	子どもの年齢に応じ、家族に対する支援や対応に関して説明を行っている	○
42-2	子どもに対して行った情報提供や説明の内容について、関係者間で共有されている	○
42-3	家族との面会等は、子どもの安全と安心、子どもの意志や気持ちを踏まえ総合的に判断されている	○

【コメント】

保護されているこどもは、家族を気かけながら、気持ちの整理をしながら生活している。そのため、職員が家族の情報を伝えるときや、家族との面会の前後はこどもの心情をくみ取り、こどものわずかな変化も見逃さないように細心の注意を払っている。家族面会にあたっては、担当福祉司と面接の内容や親子の様子について情報を共有し、こどもから家族に対する気持ちの吐露があった場合は傾聴し、寄り添って、エンパワメントにつながる支援に努めている。

5 特別なケアの実施 (NO. 43~50)

		第三者 評価結果
[No. 43] 子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われている		a
43-1	子どもの問題に応じた性教育などの支援を行っている	○
43-2	一時保護所の子どもの中で、性的問題行動が起きた場合には、適切な対処が行われている	○
43-3	PTSD症状、訴えがみられた場合は、迅速に児童心理司、医師に報告し、適切な対応を行っている	○

【コメント】

性的虐待、性被害をうけて保護されたこどもに対しては、緊急受理会議で対応方針を確認し、インテーク時の聞き方や、生活する場所の配慮等を保護所職員、担当福祉司、心理司で協議して負担感の軽減に努めている。また、生活での性的問題の予防、性教育については、プライベートゾーンやパーソナルスペースについての共有を日頃から図り、心理司が行うグループワークでも人との距離感や境界線について教えている。さらに、職員に気になる訴えがあった場合には、心理司や福祉司等と対応を協議のうえで対策を講じている。

		第三者 評価結果
[No. 44] 他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っている		a
44-1	他害や自傷行為等の逸脱行為がある又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメントを実施している	○
44-2	アセスメントに基づく対応方針に応じたケアが行われている	○
44-3	他害等の逸脱行動があった場合の対応が明確になっている	○
【コメント】 生活場面で他害、自傷等の行為があった際は、担当児童福祉司や児童心理司と情報共有し、行為に至る背景の理解に努め、適切な対応を検討している。		
		第三者 評価結果
[No. 45] 無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っている		a
45-1	無断外出を行う又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメントを実施している	○
45-2	無断外出が発生した場合に、その子どもに対して適切な対応を行っている	○
45-3	無断外出があった場合には、その子ども以外に対しても適切な対応を行っている	○
【コメント】 無断外出したこどもへの対応は、職員が共通認識を持って対応している。戻ってきた際は、同性の職員から心配していたことを伝え、無断外出に至った理由やきっかけと本人の抱えている思いを丁寧に聞き取り、今後の生活についてこどもと考える。また、担当児童福祉司や児童心理司と情報共有し、多角的にアセスメントして再発防止に努めている。		
		第三者 評価結果
[No. 46] 重大事件に係る触法少年に対して、適切な対応を行っている		a
46-1	一定の重大事件に係る触法少年と思料される子どもの一時保護にあたっては、必要な手続き、支援体制の確保が行われている	○
46-2	重大事件に係る触法少年の一時保護に適切な居室が確保されている	△
46-3	重大事件の場合には、他児との関係に関する配慮を行っている	○
【コメント】 ほとんど重大事件に係るこどもの受け入れはない。受け入れの際は、他のこどもとの関係に配慮し、生活場所や支援内容について検討している。既存の設備の中でできる対応に努めているが、現状は適切な居室等の物理的環境が整っておらず、早急な新築が望まれる。		

		第三者 評価結果
[No. 47] 身近な親族等を失った子どもに対して、適切な対応を行っている		a
47-1	身近な親族が亡くなったことを適切な時期に適切な方法で伝えている	○
47-2	葬儀等に参加させている	○
47-3	必要によりグリーフケアやモーニングワークを行っている	○
【コメント】 身近な親族が亡くなった際には、担当児童福祉司や児童心理司が葬儀やグリーフケア等に対応している。保護課の職員は、こどもの日常生活等で行動の変化がないかや気持ちの吐露があれば傾聴し、整理ができるよう努めている。その状況については、担当児童福祉司・児童心理司と共有している。		
		第三者 評価結果
[No. 48] 被虐待児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われている		a
48-1	受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制がある	○
48-2	受入を行った場合には、対応方針に応じたケアが行われている	○
【コメント】 虐待を受けたこどもの様々な症状や行動等については、研修で周知し理解の上で対応している。養育環境や成育歴や受けた虐待状況等を職員間で把握、共有し、その情報を基に保護所での生活について検討している。心理的ケアは児童心理司が行っている。保護課の担当職員が調査課、診断指導課と連携して対応する体制となっている。		
		第三者 評価結果
[No. 49] 障害児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われている		b
49-1	受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制がある	△
49-2	受入を行った場合には、対応方針に応じたケアが行われている	○
49-3	障害を有する子どもの受入にあたり、他の子どもに対する障害への理解を深めるなどの取組みがなされている	△
【コメント】 障害児の受け入れについては、不十分な環境であるが、状況に応じて既存の体制で対応している。身体障害等のこどもの状態に応じて、福祉型や医療型の障害児施設へ一時保護委託をしている。		

		第三者 評価結果
[No. 50] 健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われている		a
	50-1 受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制がある	○
	50-2 受入を行った場合には、対応方針に応じたケアが行われている	○
	50-3 服薬管理や医療行為は適切に行われている	○
【コメント】		
健康上配慮が必要なこどもの受け入れは、入所前に留意が必要な事項や服薬、ケアが必要なのかを確認し、診断指導課の看護師、保健師と対応について協議している。服薬はダブルチェック等で、誤薬や飲み忘れがないように努めている。なお、健康上細かなケア等が必要なこどもが保護された時のためにも、一時保護所に看護師の配置を期待したい。		

6 安全対策（NO. 51～53）

		第三者 評価結果
[No. 51] 無断外出の防止に努めるとともに、発生時の対応は明確になっている		a
	51-1 無断外出があった場合の対応は明確になっている	○
	51-2 無断外出の未然防止に努めている	○
【コメント】		
無断外出が発生した際は、捜索をするとともに保護者、警察等の関係機関への連絡を迅速に行っている。無断外出の計画の話が出てきた時は、関係しているこどもに聞き取りをし、こどもたちの気持ちに寄り添いながら対応し未然防止に努めている。		
		第三者 評価結果
[No. 52] 災害発生時の対応は明確になっている		a
	52-1 火災等の非常災害に備え、具体的な避難計画を作成している	○
	52-2 避難訓練を毎月1回以上実施している	○
	52-3 日頃から、消防署、警察署、病院等の関係機関との連携に努め、緊急事態発生時に迅速、適切な協力が得られるように努めている	○
【コメント】		
避難訓練は実施計画に基づき、毎月実施している。緊急事態発生時の際に参集し対応する職員体制は、「災害のしおり」に記載され周知されている。		

		第三者 評価結果
[No. 53] 感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっている		a
53-1	感染症の発生を防ぐための対策が講じられている	○
53-2	感染症が発生した場合の対応が明確になっている	○
【コメント】		
入所時に検温し健康観察をしている。感染症を有するまたはその可能性がある場合は、可能な限り隔離対応や消毒をし、感染拡大の予防に努めている。食中毒発生予防のため、毎日確認している。感染症や食中毒への対応方法については適切に行うようにしている。		

7 質の維持・向上 (NO. 54, 55)

		第三者 評価結果
[No. 54] 一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順は明確になっている		a
54-1	マニュアル等が作成され、職員全体で共有や確認できる体制がある	○
54-2	マニュアル等の内容の実効性を高めるための取組が行われている	○
54-3	マニュアル等の内容に基づき、実施されていることを確認する仕組みがある	○
54-4	マニュアル等の内容について見直し等が行われている	○
【コメント】		
国の一時保護ガイドラインを参考に、職員全体で共有している。年2回支援評価を行い支援の確認をしている。また、ヒヤリハットや事故があった時は、留意点を追加し年度毎に確認している。更新した内容は、日頃の引継ぎで伝え周知している。		

		第三者 評価結果
[No. 55] 一時保護所としての質の向上を行うための仕組みがある		a
55-1	自己評価が定期的に行われている	○
55-2	外部評価の仕組みがあり、定期的に行われている	○
55-3	自己評価や外部評価の結果を踏まえた質の向上のための取組が行われている	○
55-4	職員間での共有や職員一体となった取組が行われるようになっている	○
【コメント】		
養育・支援の向上のために、毎月、各職員が振り返りを行っている。また、年2回、支援評価に取り組み、集計結果と課題及び今後必要な取り組みをまとめて職員間で共有している。外部評価を3年毎に受けて、その結果を踏まえて取り組んでいる。		

Ⅳ 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント（6項目）

1 アセスメントの実施（NO. 56, 57）

		第三者 評価結果
[No. 56] 保護開始にあたって、子どもや子どもの家庭に関する情報等が適切に把握されている		a
56-1	一時保護を行う時点で収集できる、子どもの家庭の状況、心身の状況、性格、成長・発達等の状況を十分に把握できている	○
56-2	集団生活をさせても問題がないかの確認が行えている	○
【コメント】 保護開始にあたって、こどもの生活に必要な情報について、所属情報、保護者からの情報を可能な範囲で収集している。特に所属での集団適応の情報は漏れがないよう留意している。また、アレルギー、服薬状況等の健康面の確実な情報収集に努めている。		

		第三者 評価結果
[No. 57] 関係機関等と連携して総合的なアセスメントを行い、支援方針を決定している		a
57-1	チームで情報共有しながらアセスメントが行われている	○
57-2	総合的なアセスメントに基づく個別援助指針（援助方針）が策定されている	○
【コメント】 担当児童福祉司や児童心理司と日常から情報共有をし、観察会議及びケースカンファレンスを通してアセスメントをしている。一時保護については、援助方針に基づいて対応している。		

2 個別援助指針（援助方針）の策定及び個別ケアの実施（NO. 58, 59）

		第三者 評価結果
[No. 58] 援助指針に沿った個別ケアを行っている		a
58-1	個別援助指針（援助方針）に基づく個別ケアを大前提とした子どもの養育・支援が行われている	○
【コメント】 一時保護にあたり背景を把握し、こどもの観察点を明らかにして取り組んでいる。特に配慮が必要なこどもの支援は、申し送りで確認するとともに、明文化し職員間で共有しつつ、こども一人ひとりに応じた支援をしている。		

		第三者 評価結果
[No. 59] 一時保護中において、子どもの変化に応じた支援方針の見直し等が行えている		a
59-1	子どもとの関わりを通じた子どもへのアセスメントを行っている	○
59-2	子どもの変化に応じた支援が行われている	○
59-3	保護解除のタイミングや方針について、一時保護所の職員から意見を伝えている	○
【コメント】 日常生活でこどもと積極的に関わり、信頼関係づくりに努めている。日々の行動観察を通して、アセスメントしている他、こどもの変化やトラブルについては、随時、担当児童福祉司と児童心理司に伝え共有し、対応を検討し支援している。こどもの対応が困難な場合は、ケースカンファレンスを実施し、児童心理司等の助言を得て支援を構築している。日頃のこどもの様子から、保護解除のタイミングや方針について、担当児童福祉司や児童心理司と話し合っている。		

3 子どもの観察 (NO. 60, 61)

		第三者 評価結果
[No. 60] 一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われている		a
60-1	子どもの全生活場面について行動観察を行っている	○
60-2	子どもの行動観察の結果を記録している	○
【コメント】		
こどもの日常の全生活場面において行動観察を行って記録している。生活の中でこどもと関わりながら状況把握に努め、観察するポイントをおさえている。毎日の行動記録は他職員も閲覧ができ、比較検討ができるようにしている。		
		第三者 評価結果
[No. 61] 観察会議が適切に実施されている		a
61-1	職員は、業務引継を適切に行っている	○
61-2	観察会議を実施し、子どもの観察結果の検討・とりまとめが適切に行われている	○
【コメント】		
日々の業務引継でこどもの行動観察の状況を共有している。毎週、担当児童福祉司や児童心理司が出席し、行動観察のまとめや行動の背景、こどもの意見等を踏まえ、多角的な視点から観察会議を行っている。		

V 一時保護の開始及び解除手続き(4項目)

1 開始手続き (NO. 62, 63)

		第三者 評価結果
[No. 62] 保護開始にあたり、必要な支援が適切に行われている		a
62-1	子どもや保護者の状況等に応じた必要な支援が行われている	○
【コメント】		
保護開始にあたり、子どもや保護者の必要な情報を収集し、その情報を基に生活支援をしている。生活に必要な衣類、物品は貸与または支給している。また、下着や靴下類は新品を使用している。		
		第三者 評価結果
[No. 63] 一時保護中の子どもの所持物について、適切な対応が行われている		a
63-1	子どもにとって心理的に大切な物については、一時保護期間中に子どもが所持できるよう配慮している	○
63-2	一時保護期間中、子どもが所持する物については、記名しておく等子どもの退所時に紛失していないよう配慮している	○
63-3	子どもが所持すべきではないもの、明らかに子どもの所持物でないものがあつた場合には、適切に保管もしくは返還等が行われている	○
63-4	合理的な理由がある場合に、やむを得ず子どもの所持する物の持込みを禁止する場合は、その理由を子どもに十分説明し、理解を得ている	○
【コメント】		
入所時にこどもの所持物を確認し、対応している。こどもが手放すことができないぬいぐるみやハンカチ等の物品については、その都度検討し配慮している。		

2 解除手続き (NO. 64, 65)

		第三者 評価結果
[No. 64] 保護解除にあたり、関係機関等に対し、必要な情報が適切に提供されている		a
64-1	一時保護の継続判断を行うために、必要な情報の提供をしている	○
64-2	一時保護中に得られた子どもに関する情報を適切に引き継いでいる	○
【コメント】 一時保護中に得られた子どもと家族に関する情報や支援状況は、担当児童福祉司等に円滑に伝えている。また、担当児童福祉司から市及び関係機関等に情報提供している。		
		第三者 評価結果
[No. 65] 保護解除にあたり、子どもの所持物について、適切な対応が行われている		a
65-1	子どもの所有物は、一時保護解除時に返還している	○
65-2	子ども以外の者への返還は、適切に行われている	○
【コメント】 保護解除にあたり、入所時に預かっている子どもの所持物は確認し返還している。返還にあたっては、解除後のトラブルを避けるため、担当児童福祉司が立ち合いをし受領証を受け取っている。また、子ども以外の者への返還は、担当児童福祉司に確認しながら慎重に対応している。		